



新時代に対応した 高等学校改革の推進について

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

第I部 総論

令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造)の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要
- 高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換
- 社会経済の変化や令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要
- 生徒が高等学校在学中に主権者の1人としての自覚を深めていく学びが求められていることを踏まえ、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

- ① **各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）**
 - 各設置者は、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確化する形で再定義
- ② **各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定（スクール・ポリシーの策定）**
 - 各学校はスクール・ミッションに基づき、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針（スクール・ポリシー）を策定・公表
 - 教育課程や個々の授業、入学者選抜等について組織的かつ計画的な実施とともに不断の改善が必要
- ③ **「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）**
 - 「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が、各設置者の判断により、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置
 - 新たな学科における教育課程においては、学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次にわたって体系的に開設、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築、コーディネーターの配置
- ④ **産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）**
 - 地域の産官学が一体となり将来の地域産業界の在り方を検討、専門高校段階での人材育成の在り方を整理、それに基づく教育課程の開発・実践、教師の資質・能力の向上と施設・整備の充実
 - 高等教育機関等と連携した先取り履修等の取組推進、3年間に限らない教育課程や高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討
- ⑤ **新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進**
 - 多様な開設科目という特徴を生かした教育活動を展開するため、教科・科目等とのつながりや2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメント、ICTの活用を伴った各高等学校のネットワーク化による他校の科目履修を単位認定する仕組みの活用、外部人材や地域資源の活用の推進
- ⑥ **高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供**
 - 特色・魅力ある教育活動のため、地域社会や高等教育機関等の関係機関との連携・協働が必要
 - 各学校や地域の実情に応じ、コンソーシアムという形も含めて関係機関との連携・協働をコーディネートする体制を構築
 - 複数の高等学校が連携・協働して高度かつ多様なプログラムを開発・共有し、全国の高校生がこうした学習プログラムに参加することを可能とする取り組みの促進

(3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

- ① **専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細やかな指導・支援**
 - SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進
 - 多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に利活用した指導・評価方法の在り方等の検討
- ② **高等学校通信教育の質保証**
 - 通信教育実施計画の作成義務化、面接指導等実施施設のエラー環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等に関する情報公開の義務化等による質保証の徹底

(4) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義し推進することが重要
- 文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要
- 小中学校での教科等横断的な学習や探究的な学習等を充実
- 高等学校においては総合的な探究の時間や理数探究を中心としてSTEAM教育に取り組むとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成し、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあった探究学習を充実

(5) 高等専修学校の機能強化

- 国による教育カリキュラムの開発、地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築支援、好事例の収集・分析・周知

第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組み合わせによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

(3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

(1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

- …SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- …国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

- …地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- …地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

(2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

(1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

(2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

(4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) **高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

3 高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

4 多様な学習ニーズへの対応【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行予定

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

各高等学校に期待される社会的役割の再定義

■ 背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

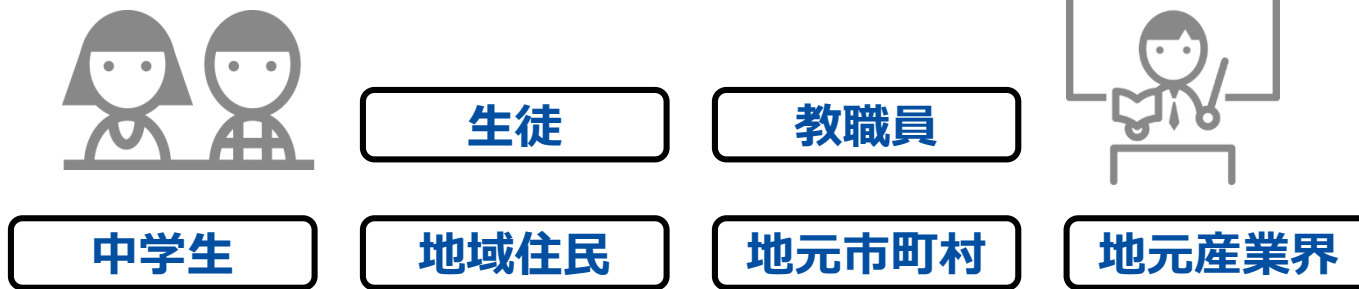
社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ 各高校の存在意義
- ✓ 期待される社会的役割
- ✓ 目指すべき高等学校像

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

- ✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成
- ✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**

▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

- ✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**
- ✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実
- ✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**
- ✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

- ✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容
- ✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとなせず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針
- ✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの

関係者	意義・効果
生徒	同方針に表れた資質・能力を身に付けることが <u>高等学校生活の目標の一つ</u> 〔卒業時の姿から逆算して日々の授業等への取組 大学入学者選抜や就職活動における自身に関する説明に活用可能〕
教職員	同方針に表された資質・能力を育成することを <u>日々の教育活動の最終的な目標</u> として、年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善
設置者	同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置</u> や <u>指導主事の派遣</u> などの支援
入学希望者	明確化された卒業時の姿を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用
関係機関	明確化された各高等学校が育成を目指す資質・能力を踏まえて、 <u>相互のコミュニケーションを円滑化</u>

- ✓ 授業改善等に活用できるよう、一定の具体性をもった内容とすることが必要
（その際、定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されることに留意）
- ✓ 各教科・科目の単位修得と離れて独自の卒業要件となるのではない点に留意

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの

関係者	意義・効果
生徒	同方針の内容を踏まえて、卒業までの学習の道筋を捉える
教職員	同方針に基づいて教育課程全体の体系化や各教科・科目の意味付け一貫した方針の下で <u>年間指導計画の策定</u> や <u>日々の授業の実施・改善</u> 等
設置者	同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの支援</u>
入学希望者	教育活動の基本的な方針を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用
関係機関	各高等学校の教育内容に関する方針が共有されることで <u>相互のコミュニケーションが円滑化</u>

- ✓ 同方針はカリキュラム・マネジメントの基盤。教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、教育課程の評価に当たって参照されるもの
- ✓ 新学習指導要領において重要視される「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を意識して策定

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

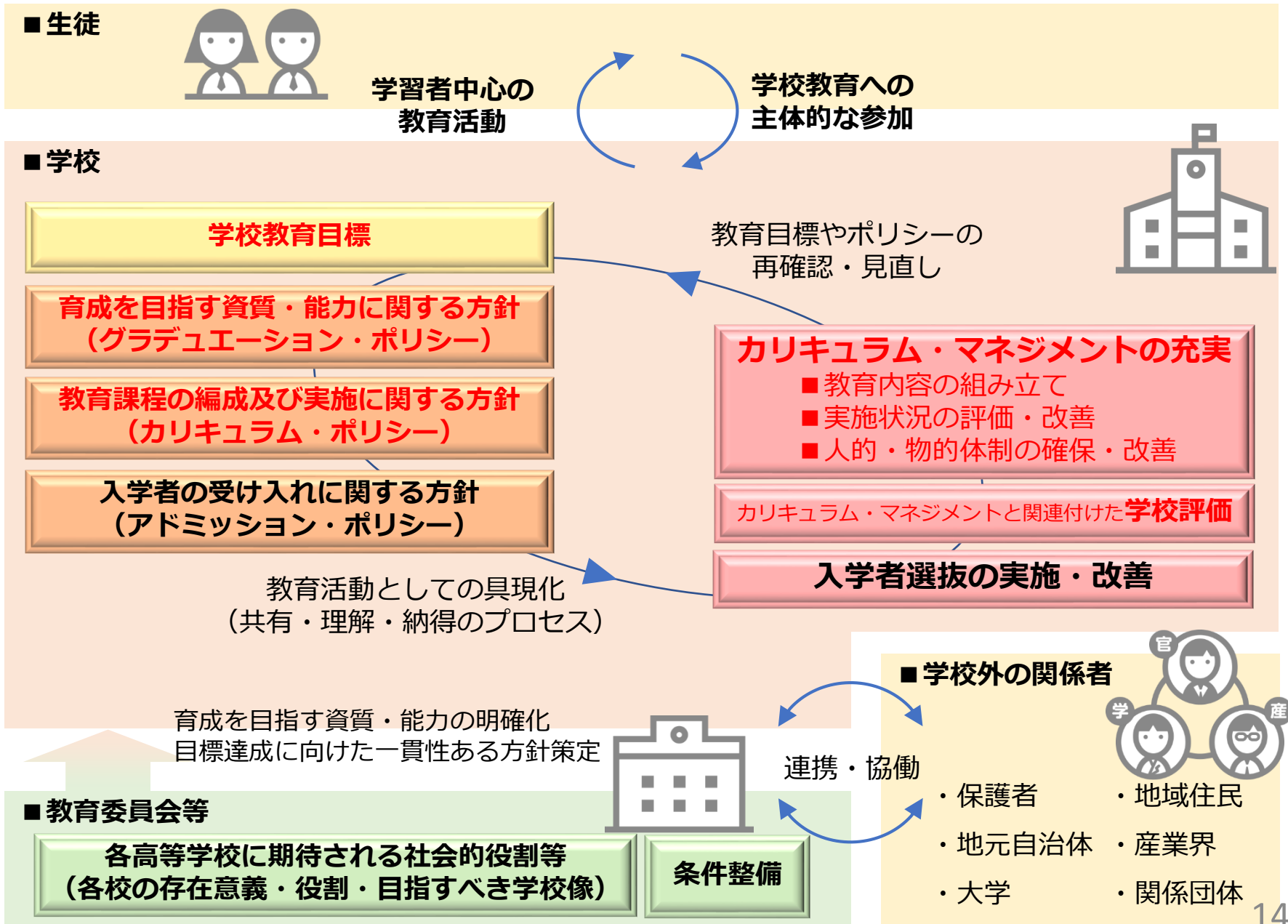
入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

関係者	意義・効果
入学希望者	<u>学校選択時の判断基準</u> や <u>入学に向けた目標</u>
中学校の教職員	<u>進路指導に当たる上での参照情報</u>

- ✓ 一覧性を高める観点から、同方針の公表を各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表するなどの工夫
- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、これら方針に基づく教育を受ける生徒に対するメッセージとしてふさわしい内容
- ✓ 生徒の資質・能力は可塑性に富むものであることから、入学時において求められる資質・能力を余りに厳格に定めることによって、学ぶ意欲を持った生徒に対して高等学校教育の門戸を閉ざすこととなってはならない

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」に基づく教育活動の実施・改善 (イメージ)



現在の社会・地域の実情

在籍する生徒の状況・意向・期待

将来の社会像・地域像

学校の歴史・伝統

令和3年5月～6月に、都道府県教委及び高校を設置する市町村教委に対して、学校教育法施行規則等の改正を受けた検討状況等を調査

○対象：都道府県教育委員会、指定都市教育委員会

○実施期間：令和3年5月24日～令和3年6月18日

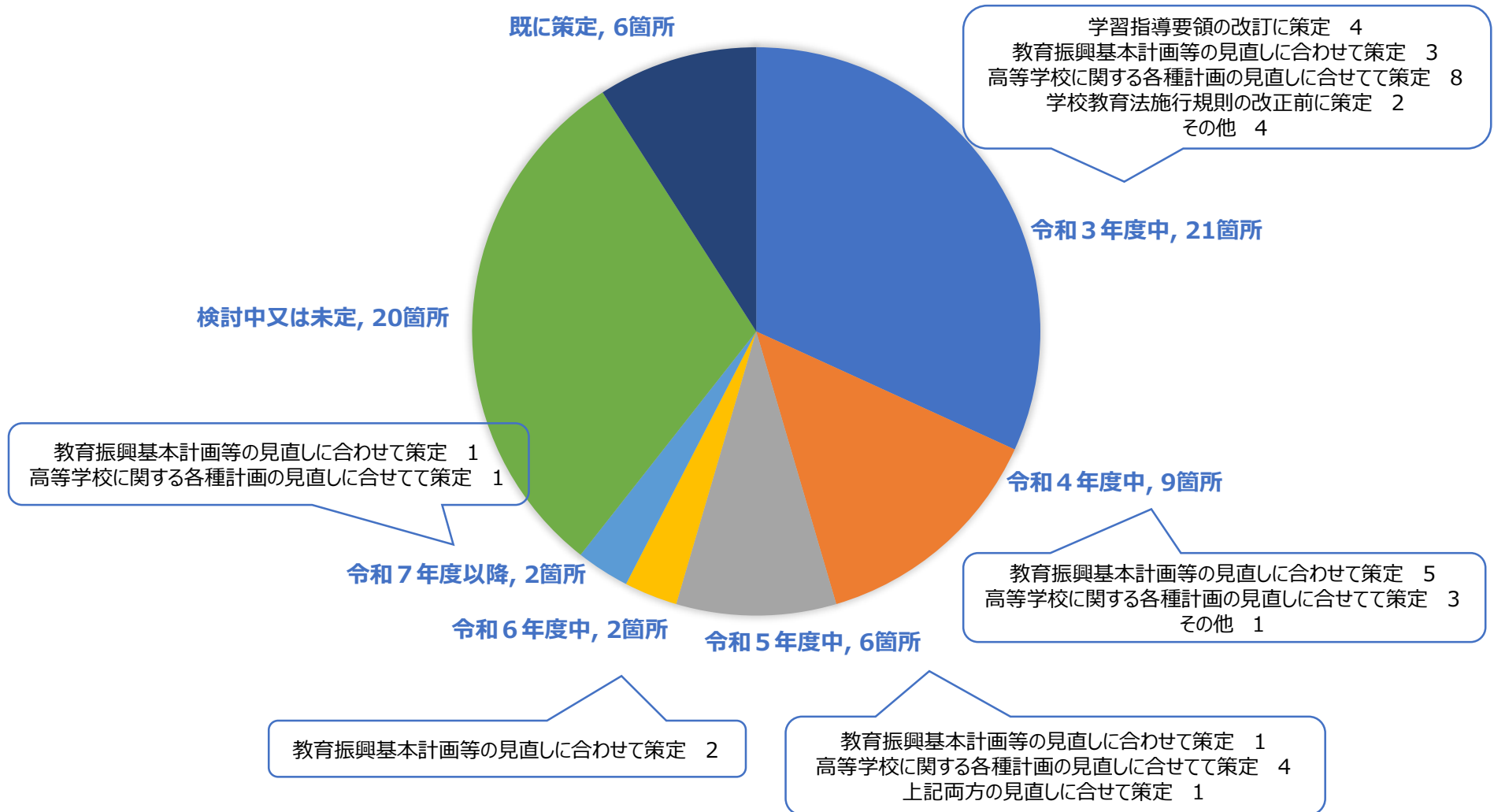
○調査内容：

1. 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義の策定
2. 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
3. 学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科の設置
4. 高等学校の新設及び統合並びに学科の新設及び改編等に関する検討状況

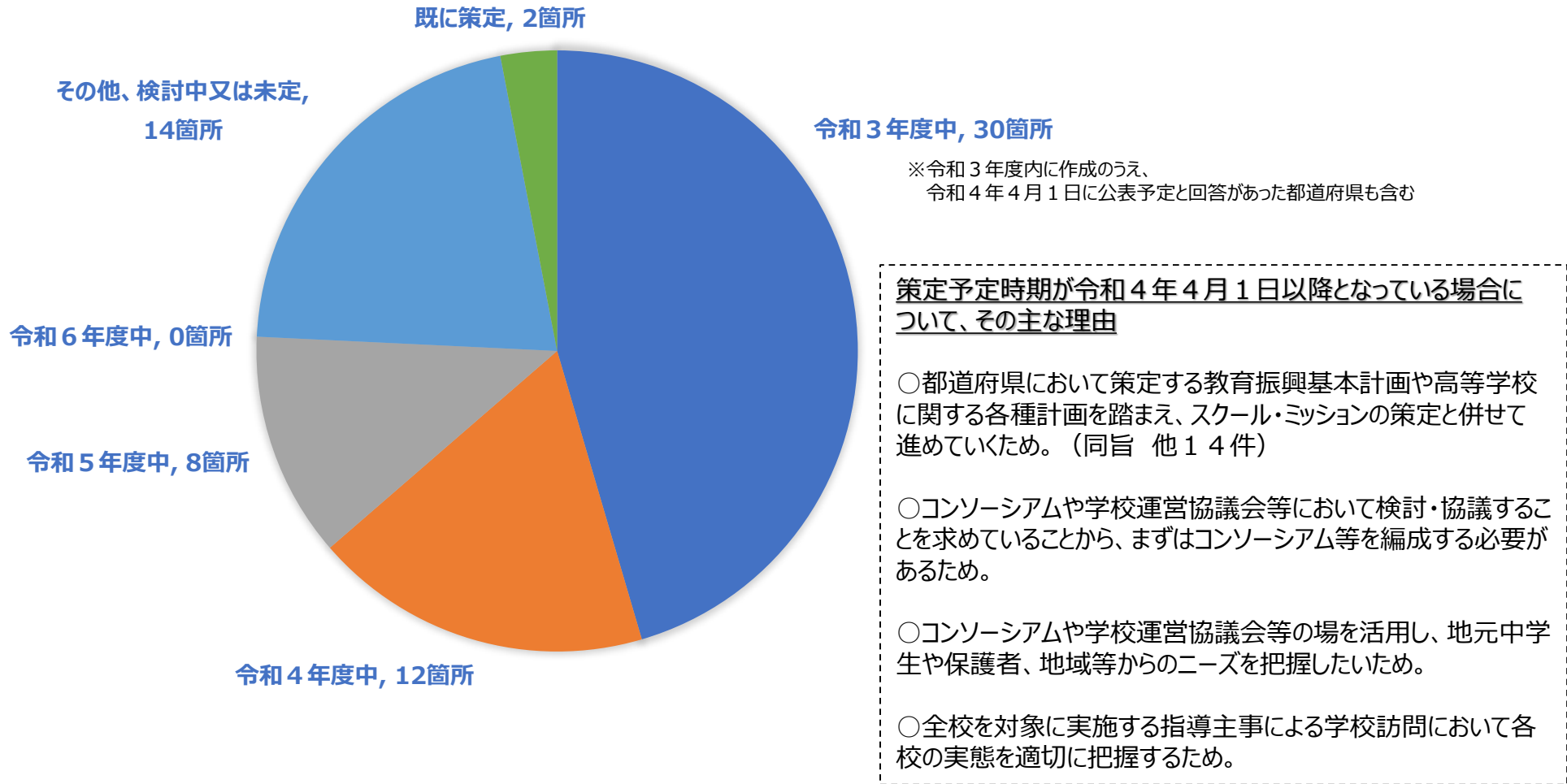
○回答数：66

高等学校の特色化・魅力化に向けた取組の検討状況について

(1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義の策定予定時期



(2) 所管の高等学校等における「三つの方針」の策定予定時期



(3) スクール・ミッションを「既に策定」と回答した都道府県等の詳細

※具体的な内容はHP等を基に文部科学省において記載

茨城県

県立高等学校改革プラン基本プラン（平成31年2月策定）に以下のとおり記載。

これからの県立高等学校が果たすべき役割

- 「地域の中の学校」として、地域の人材を地域で育成
 - 新たな価値を創造する「起業家精神」を育成
- ⇒『活力があり、県民が日本一幸せな県』（茨城県総合計画）の実現

【教育イメージ】

育てたい人財

- ・大きく変化した社会
〔AI技術の発達、産業構造の変化、働き方改革〕
 - ・様々な社会の課題
〔貧困、教育、水・衛生、エネルギー、イノベーション、気象変動等〕
 - ・安心・安全な生活基盤づくり〔医療、福祉、治安、防災等〕
 - ・地方創生や魅力度向上〔まちおこし、観光等〕
- ）に}対応し社会を動かせる人財

身に付けさせたい能力

- ・文章や情報を読み解き対話する力
- ・科学的に思考・吟味し活用する力
- ・価値を見つけ生み出す発見力、探究力、実行力

主な教育内容

- ・主体的な学び（各教科・分野）
- ・プログラミング教育
- ・課題解決型学習（地域参画型）
- ・実践的な英会話
- ・企業体験、学校外での体験活動

福井県

今後の県立高等学校の魅力化の方策について、令和元年10月に、「福井県高等学校教育問題協議会」に諮問。令和2年6月に出された答申において、所管する高等学校を3つの類型に分類し、期待される役割を記載。

1 地域の普通科系高校の魅力化

地域の普通科系高校においては、進学から就職まで様々なニーズに対応することが必要である。今後は、市町の参画や協力を得ながら、長い時間をかけて地域外の高校へ通学しなくても、生徒や保護者が希望する進路を地元の高校で実現できる環境を整備することが何より重要となる。特に難関大学進学については、県教育委員会が主体となり、各高校を支援していくことが必要である。

2 スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）指定4校の魅力化

SSHの指定を受けてから10年以上経つ高校があるが、研究機関や大学との関係を強化しながら、これまでの取組みやノウハウを生かし、さらにステップアップしていく必要がある。高校入試の段階から秀でた才能や得意な教科を持つ生徒を確保し、進路希望に応じた環境充実を図る必要がある。

3 職業系高校の魅力化

今後は、AIやICTと農業・工業の融合等が進み、新たな産業が多く芽生えることが予想されることから、職業系高校においても、主体的・対話的で深い学びを進める必要があり、①社会に出てから生活の基礎となる一般教養と基礎学力、②仕事に役立つ専門的知識と技術（企業実習や外部人材による指導）、③協働するために必要なコミュニケーション力の育成を進めることが必要である。

また、人口減少や高齢化に伴い継承者不足による廃業が増えていることから、こういった地域が抱える課題の解決に向け地域のリーダーとして主体的に取り組む人材が求められている。

※各高校の意見を踏まえ、さらに具体化していく

高等学校の特色化・魅力化に向けた取組の検討状況について

(3) スクール・ミッションを「既に策定」と回答した都道府県等の詳細

※具体的な内容はHP等を基に文部科学省において記載

徳島県

「新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議」（令和3年2月～）等において議論を行い、令和3年4月26日の定例教育委員会において、各高等学校のスクール・ミッションを策定。各高等学校においてスクール・ポリシーを策定のうえ、徳島県教育委員会HPにも掲載。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5047925>)

<策定の視点>

- (1) 「徳島教育大綱」に掲げる人財を育成するため、「徳島県GIGAスクール構想」を通じて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ることを全県的な必須条件とした上で、各高校において、どのような素養・力を育成するのかを示したものとする。
- (2) これまでの取組みを発展させ、各高校の強みを生かしたものととする。
- (3) なかでも、普通科設置校においては、普通科としての特長を明らかにする。
- (4) 現在の社会や地域の実情を踏まえるとともに、将来の社会像・地域像を見据えたものとする。
- (5) 各学区・地域において、中学生からみて多様な進路実現が可能となるよう策定するとともに、中学生や保護者など、誰がみても簡潔で分かりやすいものとする。

(出典) 第2回新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議
(令和3年3月19日) 資料

<全日制課程>

学校名	学科名	スクール・ミッション
城東	普通	県内全域から集まる仲間と切磋琢磨する環境の中で、グローバルな企業・大学との連携による「企業研修」「海外研修」「探究活動」など、将来を見据えた教育活動をとおして、国内外で活躍できる「グローバル人財」に必要な力を育成します。
城南	普通 理教	県内で最も古い歴史と伝統の中で培われてきた「自主自立」の精神のもと、応用数理科の課題研究と、そのノウハウを活用した普通科の探究活動などをとおして、「未来を切り拓くイノベーター(革新者)」として必要となる力を育成します。
城北	普通 理教	「地元大学・企業との連携」のもとで行うSDGsに関する探究活動や、徳島ならではの「伝統文化の継承」活動、個に応じた多様な選択科目の学習などをとおして、豊かな社会生活の実現に貢献し、将来の徳島をけん引するために必要な力を育成します。
徳島北	普通 外国語	英語教育をリードする学校として、英語の4技能をバランスよく高める授業や大勢のA・L・Tと英語のみで過ごす「English Day」、「海外語学研修」などの活動をとおして、国際的視野を持った「グローバル人財」に必要な力を育成します。
徳島市立	普通 理教	「真に自由で清らかな校風」を理念とする県内唯一の市立高校として、徳島市内外の恵まれた人的・物的資源を最大限に活用した教育活動をとおして、「学問・スポーツ・芸術」における探究的・創造的イノベーター(革新者)やアスリート・アーティストとしての力を育成します。
城西	農業 総合	「6次産業化教育の基盤となる農業教育」や、「人文・情報・ビジネス・自然・生活・福祉」から選択できる総合学科の特長を生かして、一人ひとりの個性・可能性を伸ばし、地域産業を支えるために必要となる力を育成します。
城西 神山校	農業	神山町や地域企業との連携のもと、「まち全体を学びの場」とした「食・農・環境」に関する教育活動をとおして、農業の専門的な知識・技術を習得し、自ら主体となって地域が抱える諸課題を解決する力や地域産業を支える力を育成します。
徳島 科学技術	工業 水産	工業科・水産科の6類11コースにおいて、進学と就職に対応した「ハイブリッド型教育システム」を生かして、「将来の産業界を担う高度技術者」や「地元産業界を支える実践技術者」に必要な力を育成します。
徳島商業	商業	変革と挑戦を続ける伝統ある商業高校として、カンボジアとのフェアトレード商品開発をはじめとした「エシカル消費」活動などをとおして、「グローバル」な視点を持ってビジネス界で活躍できる力を育成します。

(出典) 徳島県ホームページ

高等学校の特色化・魅力化に向けた取組の検討状況について

(3) スクール・ミッションを「既に策定」と回答した都道府県等の詳細

※具体的な内容はHP等を基に文部科学省において記載

香川県

令和2年3月に「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」（令和3年度から10年間の基本計画）を策定し、県立高校において育成すべき資質・能力として、「すべての県立高校において共通して育成すべき資質・能力」「それぞれの高校の特長的な教育活動によって育成すべき資質・能力」を、県立高校において推進する教育活動として、「すべての県立高校において共通して推進する教育活動」「各学科・課程において推進する教育活動」を掲げ、県立高校に期待される社会的役割等を再定義。また、各校では、この「ビジョン」に基づいてさらなる地域との連携の中で、期待される社会的役割を再定義しながらスクール・ポリシーを策定。香川県教育委員会HPにも掲載。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kokokyoiku/koko/kaikaku/policy_r2.html



宮崎県

令和3年3月に「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」を策定。基本計画において、「求められる学校像」を示している。

<求められる学校像>

- 社会のデジタル化に対応してICT活用を推進し、オンライン教育と対面指導とのハイブリッドによる新しい学びを実現できる学校
- 主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する生徒を育成していく、地理的制約を超えた多様かつ質の高い学びの機会を実現できる学校
- 変化を前向きに受け止め、人間らしく豊かに生活し、持続可能な社会の形成に参画する生徒を育成できる学校
- 地域の良さを知り、地域の人々とともに、将来、地域社会を牽引する創り手を育成できる学校
- 能力や適性等に応じて、生徒の意欲を高め、ニーズに合わせて多様な学びにアクセスできる環境を提供できる学校
- 社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進する学校

神戸市

令和2年10月に「第3期神戸市教育振興基本計画」（令和2年度から令和5年度まで）を策定し、神戸市立高等学校に期待される社会的役割等の再定義を実施。

① 全日制高校における魅力・特色づくりの推進

- 1) 生徒の能力・適性や興味・関心、進路等の多様化に応じた特色ある学校づくりを目指す国の高校教育改革の動向や、少子化等の市立高校を取り巻く状況を踏まえ、将来像も研究・検討しながら、学校毎の魅力・特色づくり等の取組を推進。
- 2) 高校・大学・企業・関連機関等とのネットワークを強化し、市立高校各校の特色を生かした教育の振興を推進。

② 役割の多様化に応じた定時制教育の充実

働きながら学べる教育機関としての役割のほか、高校中途退学生徒や学校に登校しづらい経験をした生徒の学び直し機会の確保等、定時制教育に求められる役割の多様化を踏まえ、定時制高校全体の動向やニーズ等を見据えた今後のあり方についても研究・検討しつつ、基礎学力の定着（学習習慣の確立）や生活指導、進路指選等の教育実践、各校の魅力・特色を伸ばす取組を推進。

※これを踏まえ、学校ごとに期待される社会的役割等を再定義

いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 (岩手県立高等学校に関するスクール・ミッション)

1 グランドデザイン策定の背景

国(文部科学省)の動向	県・県教育委員会による各種計画	義務教育とのつながり
<p>「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」(2022.4実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会に開かれた教育課程」の実現 ・各学校におけるカリキュラム・マネジメントの実現 <p>中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(2021.1) (新時代に対応した高等学校教育等の在り方について)</p> <p>(2) ①各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化(スクール・ミッションの再定義) ②各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定(スクール・ポリシーの策定) ③「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革) ④産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成(専門学科改革) ⑤新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進 ⑥高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供</p>	<p>いわて県民計画(2019~2028)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に貢献する人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとを愛し、社会に貢献する意識の醸成 ・教育機関や地元企業などの関係機関と連携した人材の育成 ・産官が一体となった次代の産業を担うグローバル人材の育成 ○文化芸術・スポーツを担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動を担う人材育成や競技力の向上 ○高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関等と連携した高い専門性と教養を備えた人材の育成及び地元定着に向けた取組の推進 <p>第2期岩手県ふるさと振興総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさとを担う人づくり戦略 	<p>岩手県教育振興計画(2020.3) (取組の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進 ○郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成 ○学びの場の復興の更なる推進 <p>新たな県立高等学校再編計画後期計画(2021.5) (基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の希望する進路の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自ら希望する進路を実現できる教育環境の整備 ○地域や地域産業を担う人材づくり <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自己の興味・関心に基づき、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえ、学ぶことができる教育環境の整備 <p>特色ある高校教育の実現</p> <p>義務教育の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いわての復興教育 ○いわてのキャリア教育 ○地域や家庭と連携・協働して進める学校づくり ○総合的な学習の時間 ○多様な体験活動 ○ICTの活用

2 グランドデザインの方向性

魅力化協働パートナーとともに 特色ある教育課程を通じて 多様な生徒の学習意欲を喚起しながら可能性及び能力を最大限に伸長する 質の高い いわての高校教育

各高等学校に期待される役割	全校共通の視点	魅力化協働パートナー	教育課程の特色化の例 (その他にも学校の特色に応じて多様な探究活動が可能)	スクール・ポリシーを踏まえた選択的導入	
<p>地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域を支える人材の育成など、地方創生において重要な役割を担うことが期待される普通科等を設置する高校 ○ 生徒の多様な進路希望に対応できるように地域資源の活用による各系列の教育内容の充実が期待される総合学科を設置する高校 	<p>○就職や進学等生徒の希望する進路の実現</p> <p>○いわての復興教育(いきる・かかわる・そなえる)</p> <p>○SDGs・グローバル・教科等横断・越境(国や地域)</p> <p>○主体的・協働的・探究的な学び</p>	<p>地域の行政機関、事業者、地域活性化に取り組む機関・団体及び個人</p>	<p>地域課題探究</p> <p>現在及び将来の地域社会が抱える課題や地域の魅力に着目し、地域課題の解決に向けて、地域人材との連携・協働や地域資源の活用等により、実践的・探究的な学びを推進</p> <p>グローバル探究</p> <p>現代的な諸課題のうち、現在及び将来の地域社会が有する課題等をより広範な視点から探究的に取り組む学びを推進</p>	<p>必要に応じて地域探究科への移行も検討</p>	<p>遠隔教育</p> <p>県外受入れ</p> <p>通級指導</p>
<p>学術・国際連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な分野の専門人材やグローバル人材等の育成を含め、生徒の多様な進路希望に応じた教育内容の充実が期待される普通科や理数科等を設置する高校 ○ 体育、音楽、美術、外国語、国際関係等、特色ある教育内容の充実が期待される学科・学系を設置する高校 		<p>大学等、国の機関又は国際機関、国際的な活動に取り組む機関・団体及び個人</p>	<p>学際融合探究</p> <p>文理の枠を超えて、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びを推進</p> <p>国際融合探究</p> <p>グローバルな視点で各分野の学びを深化させ、国際的な機関等と連携してローカル(地域)とグローバル(国際)を融合させた学びを推進</p>	<p>必要に応じて学際探究科への移行も検討</p>	<p>単位制</p> <p>SSH</p> <p>WWL</p>
<p>産学連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県産業の振興を担う人材の育成に向けて、多様な専門分野(農業、工業、商業、水産、家庭、福祉等)における教育内容の充実が期待される専門学科・総合学科を設置する高校 		<p>企業、産業技術研究機関、産業振興に取り組む機関・団体及び個人</p>	<p>先進技術探究</p> <p>IoTやAI等、Society5.0の到来を視野に入れて、各分野において絶えず進化する専門知識・技能を実践的なものづくり教育を通じて習得し、持続可能な産業の発展に寄与する人材育成に向けた学びを推進</p> <p>地域産業探究</p> <p>地域の産業機関と連携・協働しつつ、地域や地域産業の抱える課題解決に向けて、生徒や地域の実態に応じた実践的・探究的な学びを推進</p>		<p>デュアルシステム</p> <p>学科・学系協働体制</p> <p>マイスター・ハイスクール</p>

3 スクール・ポリシーの策定・運営方針

- ①上記3つの枠組みをそれぞれ意識しながらスクール・ポリシーを策定すること。
- ②探究的な学びを特色化の一つとして位置付けること。
- ③高校魅力化グランドデザイン(スクール・ミッション)に基づいて令和4年度中に策定・公表すること。
- ④魅力化協働パートナーを構成員に加えた協議会(学校運営協議会を含む)において検討・協議し策定すること。
- ⑤2031年までを期間として策定することとし、必要に応じて見直しを行うこと。
- ⑥併置校については、課程や学科ごとに策定することも構わないこと。
- ⑦協議会等においてスクール・ポリシーの評価・検証を定期的に行うこと。
- ⑧スクール・ポリシー策定後は、スクール・ポリシーを踏まえて学校経営計画等各種計画を作成すること。

普通科改革に関する制度改正の概要

- ✓ **各高等学校の取組を可視化し、情報発信を強化するため、「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化・大綱化する措置をとることが求められる。**
- ✓ **「普通教育を主とする学科」についても普通科以外の学科を設置可能とすることが適当**

学際領域に関する学科

- 現代的な諸課題のうち、**SDGsの実現**や**Society5.0の到来に伴う諸課題**に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会に関する学科

- 現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会が抱える諸課題**に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

- その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

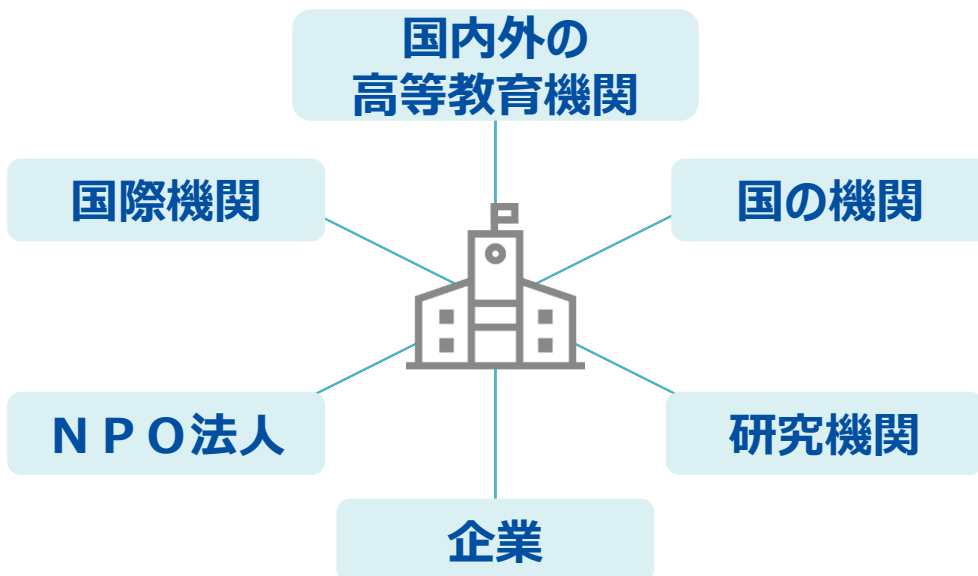
普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科における関係機関との連携・協働

※高等学校設置基準第20条及び第21条

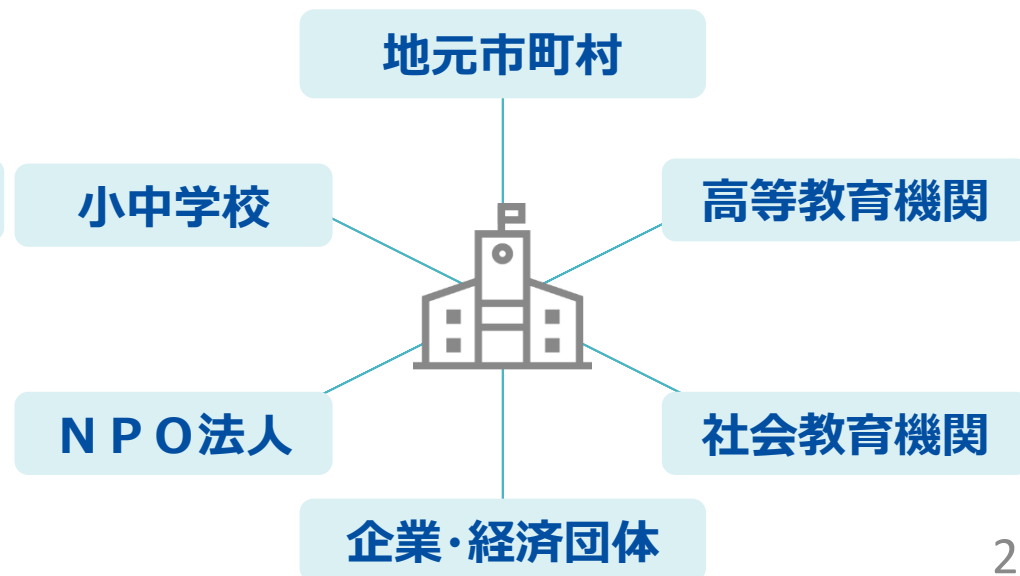
- ✓ 新たな学科においては、教室内の学びに加えて、実際の現場に赴いて諸課題の現状を目の当たりにしたり、最前線で課題解決に取り組む社会人の姿に学んだりすることが非常に重要
- ✓ 各学科の特質に応じた必要な関係機関との連携・協働
- ✓ 関係機関との連携・協働を調整するコーディネーターの配置

学際領域に関する学科



地域社会に関する学科

- 学校運営協議会の設置や、「コンソーシアム」として計画的・持続的に連携・協働する体制の整備



普通科改革に関する制度改正の概要

教育課程の編成における事項（高等学校学習指導要領）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(2) 各教科・科目の履修等

ア [略]

イ 普通科以外の普通教育を主とする学科における各教科・科目等の履修

普通科以外の普通教育を主とする学科における各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修については、アのほか次のとおりとする。

(ア) 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科に係る学校教育法施行規則第103条の2各号に掲げる方針を踏まえ、各学科の特色等に応じた目標及び内容を定めた学校設定教科に関する科目を設け、当該科目については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は2単位を下らないこと。

(イ) 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、(ア)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間について、全ての生徒に履修させる単位数の計は、6単位を下らないこと。

(ウ) 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、(ア)の学校設定教科に関する科目又は総合的な探究の時間を、原則として各年次にわたり履修させること。その際、学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること。

総合的な探究の時間

・各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」を踏まえ、新たな学科において着目する社会的課題を踏まえた総合的な探究の時間の目標・内容を設定

・各学科において、目標を実現するにふさわしい探究課題を設定。「学際領域に関する学科」は複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みも超えるようなボーダレスな課題に、「地域社会に関する学科」は地域社会の様々な課題と魅力に着目し、探究の過程を通して資質・能力を育成

・各教科・科目等や社会的課題に対応した学校設定教科・科目の特質に応じた「見方・考え方」を総合・統合しながら、「探究の見方・考え方」として働かせる

新たな学科の教育課題に対応した学校設定教科・科目

・「学際領域に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する社会的課題に関連した新たな学問領域における最新の学術的知見等に関する系統的な知識及び技能等に基づき、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させて、当該社会的課題の分析や解決に資する統合的な学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく最先端の学びを実現

・「地域社会に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する地域社会の課題や魅力に関する知見を基にして、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能を身に付け、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させて、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく実践的な学びを実現

「三つの方針」に基づくカリキュラム・マネジメントを通じた教育活動の展開

各教科・科目での学び

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」

普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科において考えられる学校設定科目の例

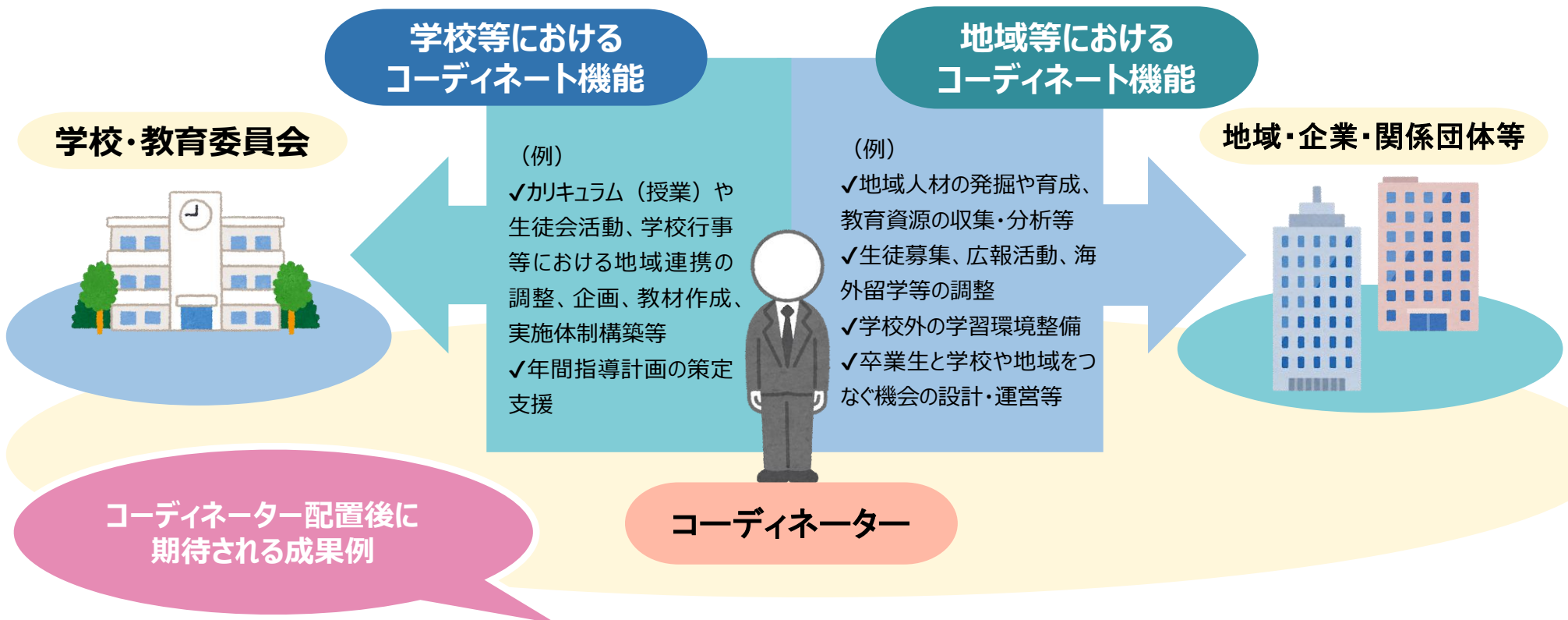
(文部科学省調査研究事業の指定校における事例を参考に作成)

- WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

科目名	内容
社会科学研究	社会科学的な考え方をを用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案
クリティカルシンキング	文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成
グローバル探究	データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施
地域学	フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成

コーディネーター業務の概要

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。



地域の特色を活かした教育活動が充実し、学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる



地域活性化や地域貢献活動などの地域活動に関わる生徒が増え、生徒の学校外での活動に対しても評価がなされるようになる



教員が授業準備や生徒指導などにより力を注ぐことができるなど負担軽減につながる

コーディネーター業務の概要

- ✓ 必要なコーディネート機能は、役割のレベルによって大きく3つに分類され、特にプレーヤークラス及びマネージャークラスのコーディネーターには、カリキュラム開発に係る専門性の高い知識と、地域人材の発掘、育成、教育資源の収集・整理等のために地域内外との継続的な連携が求められる。
- ✓ コーディネーターが非常勤やボランティア等といった配置では、必要なコーディネート機能を継続的に担うことができず、教職員が多くの役割を担う必要がある。



サポーター

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
| ✓ 探究活動をはじめとした授業支援 | ✓ 地域との交流にかかる情報提供 |
| ✓ 学校行事における地域連携企画等の企画や実施、支援等 | ✓ 地域プロジェクトへのボランティア参加等 |

現場に寄り添いながら、計画の実現を支援する



プレーヤー

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
| ✓ 探究学習等の企画、指導案づくり、教材作成 | ✓ 生徒のボランティアや公民館事業への参加調整 |
| ✓ ファシリテーション等の運営補助 | ✓ 生徒募集、広報活動、海外留学等の支援、調整等 |
| ✓ フィールドワーク等の企画調整等 | |

設定された課題に対して、計画を立案・実行・改善する



マネージャー

- | | |
|---|-------------------------------|
| 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
| ✓ 学校や地域の特色を活かした学校全体のカリキュラムの策定支援及び実施体制構築 | ✓ 社会教育及び民間企業等との調整協議 |
| ✓ 年間指導計画の策定支援、評価方法の設計等 | ✓ スタッフの採用 |
| | ✓ 地域資源や課題の把握、分析 |
| | ✓ 地域人材の育成 |
| | ✓ 人材バンクの構築等 |

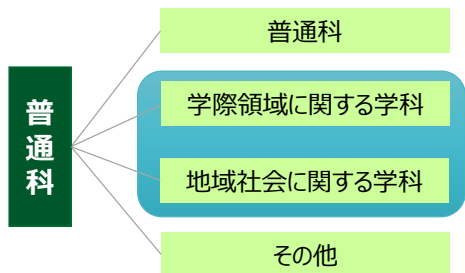
課題を設定し解決の枠組みを整え、全体を統括する

本年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を実現するため、令和4年度から設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となる学際領域学科及び地域社会学科を設置する予定の高等学校等に対し、設置にあたって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置など、新学科設置の取組を推進する。



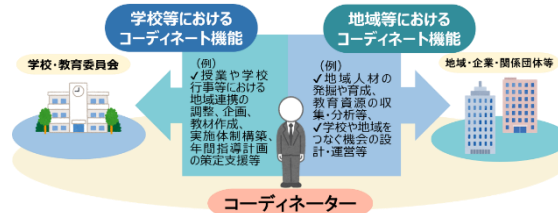
② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成の推進のため、遠隔・オンライン教育や質が確保された通信教育を活用した新たな方法による学びを実現する。具体的には、(1) Society 5.0に対応する先端的な学び、(2) 自分のペースでの学習に着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象
校種

国公立の高等学校

委託先

民間団体等

箇所数
単価
補助率

- ① 50校 8,800千円 / 1校
- ② 30箇所 11,000千円 / 1校
- ③ 1団体 20,000千円 / 1団体

委託
対象経費

- ① 新学科の設置に必要な経費（委託）
- ② 新たな教育方法を用いた学びに必要な経費（委託）
- ③ プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費（委託）

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の更なる質保証については、生徒の学びを保障する観点から解決すべき課題が多く、通信制課程における高等学校教育のこれからの在り方等について検討を行う必要があることから、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議を設置

検討事項

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方について

- (1) 通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方
- (2) 設置認可基準・所轄庁の在り方
- (3) その他

検討の背景

- 現在の通信制課程の教育制度は、勤労青少年を前提として、自宅等において「自学自習」に取り組むことを原則とした特例的な教育方法（添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した教育）を採用
- 一方、広域通信制高等学校の生徒の実態として、その3分の2は不登校経験のある16～18歳の未就業者が主。これらの生徒は、在籍する高等学校の本校所在地から遠距離にある都市部等に在住している場合が多く、「自学自習」の学習習慣を身に付けることが困難な傾向が強く、本制度が従来想定していた学ぶ意欲を強く持ちながらも就業のためにその機会が得られないといった生徒像とは大きく異なる
- 近年、広域通信制高等学校の設置数が急激に増加しているが、一部の学校では多様な生徒の実態に対応した学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られるとともに、広域通信制高等学校が設置するいわゆる「サテライト施設」が所轄庁の自治体の圏域を超えて全国各地に多数設置されており、その設置認可等の在り方も大きな課題

委員

五十音順

【氏名】

【職名】

- ・青木 栄一 東北大学教授
- ・吾妻 俊治 東海大学付属望星高等学校長
- ・荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- ・岩本 悠 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
- ・大河原 遼平 TMI総合法律事務所弁護士
- ・篠原 朋子 NHK学園高等学校長
- ・時乗 洋昭 山手学院中学校・高等学校長
- ・原口 瑞 神奈川県立横浜修悠館高等学校長
- ・日永 龍彦 山梨大学大学教育センター教授
- ・光富 祥 太平洋学園高等学校長
- ・村松 洋子 島根県立宍道高等学校長
- ・森田 裕介 早稲田大学人間科学学術院教授

(計12名)

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして**戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして、勤労青年のみならず、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 (※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

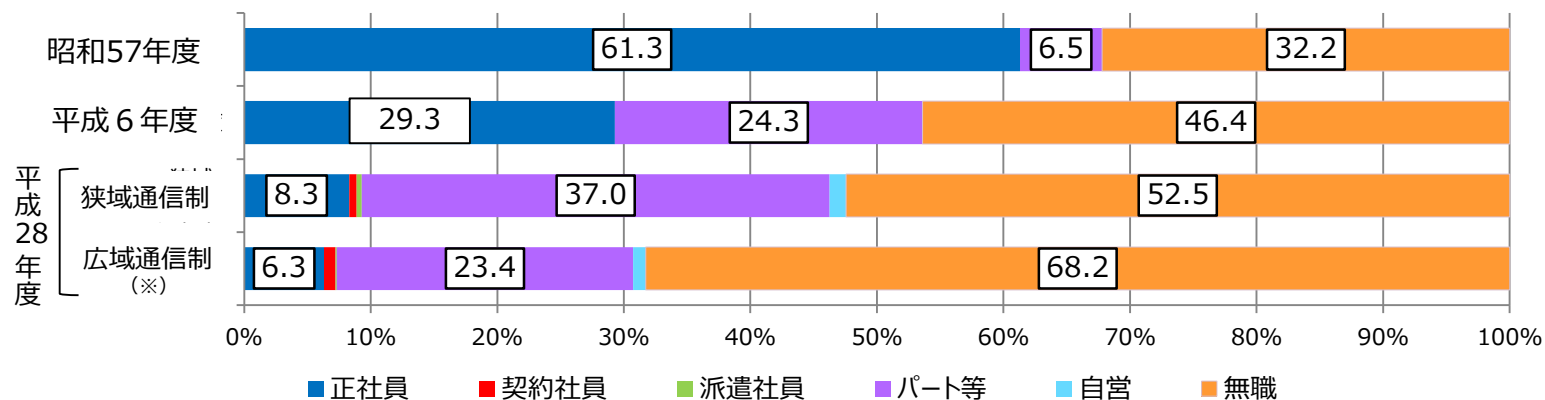
(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



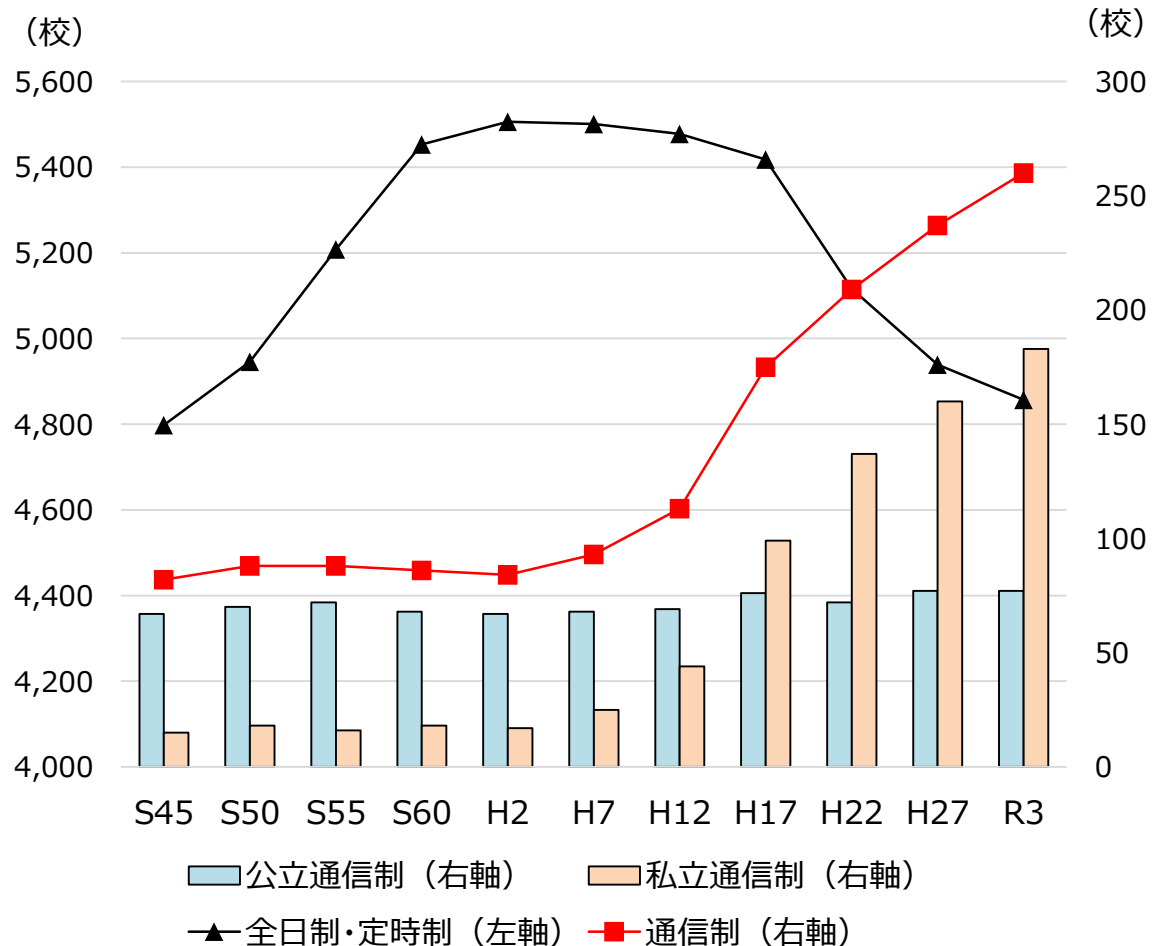
通信制高校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、私立通信制の校数は大きく増加している。

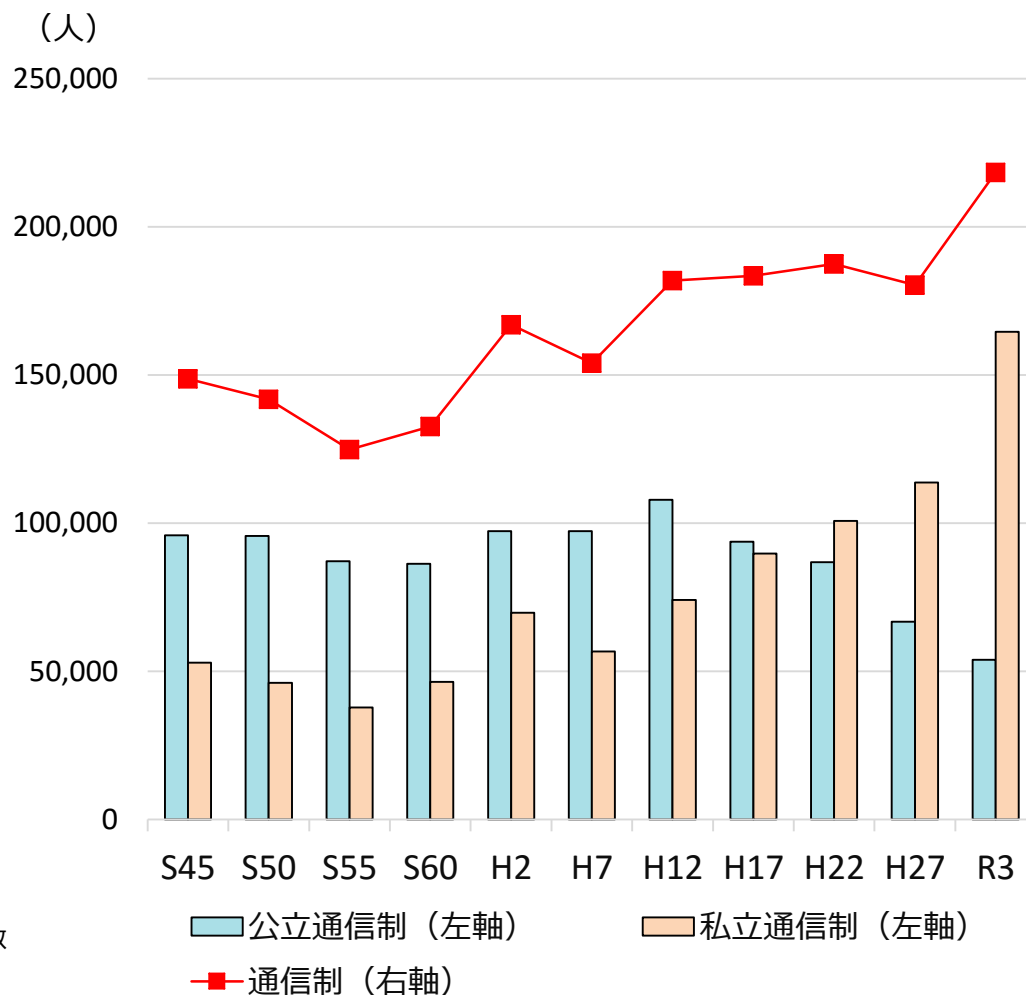
	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R3	4,857	77	183	260



高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。（平成2年からの20年間で、私立の生徒数は2倍以上に増加する一方で、公立の生徒は半減）

	全日 定時	通信		
		公立	私立	計
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R3	3,008,182	53,880	164,548	218,428

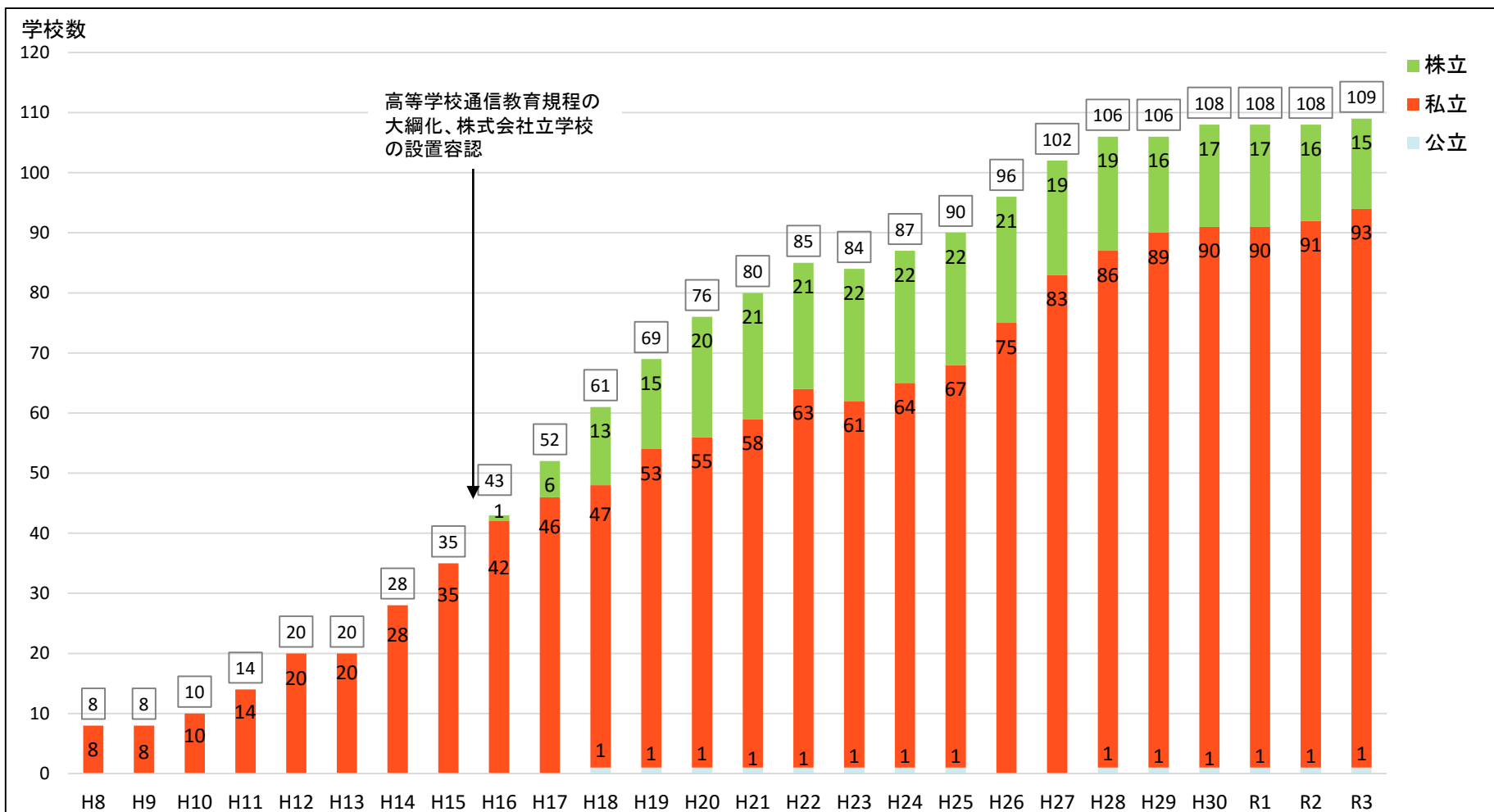


(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

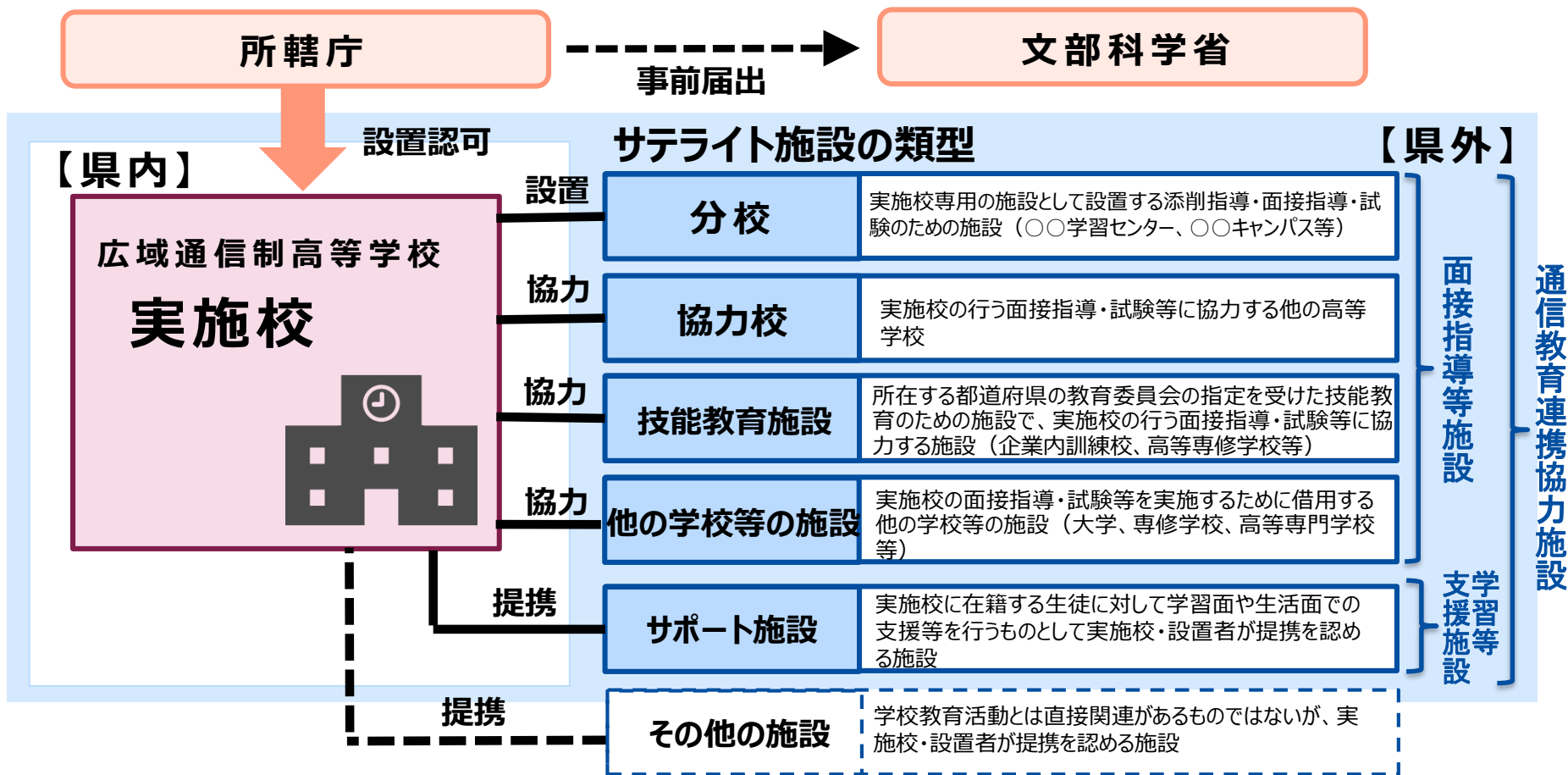
(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

広域通信制高校の学校数の推移

- 広域通信制高校の学校数については、平成10年以降、急激に増加。平成10年からの10年間で66校増加し、平成20年からの10年間で32校増加している。
- 令和2年度においては、広域通信制高校のうち、収容定員が1万人以上の学校が6校、5千人以上1万人未満の学校が8校、1千人以上5千人未満の学校が44校、1千人未満の学校が51校となっている。



広域通信制高等学校のサテライト施設の類型と不適切な事案の例



【違法・不適切な学校運営や教育活動等の事案】

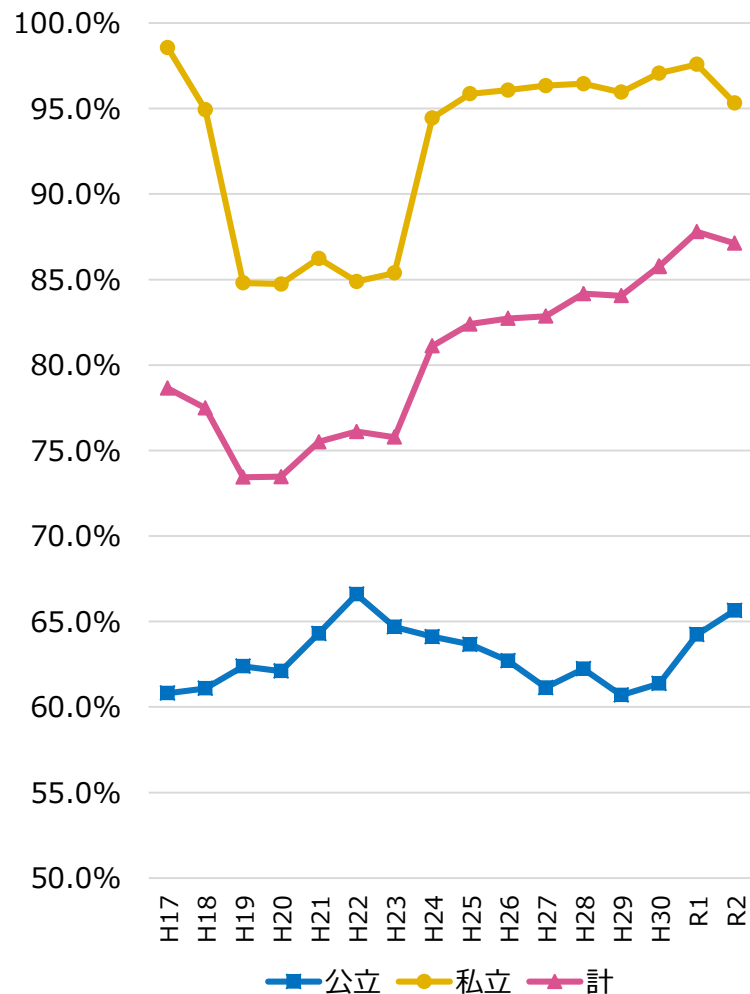
- ・ 学習指導要領で定める面接指導が未実施であった事例、面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者や、当該学校の教員以外の者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が大幅に超過していた事案

等

通信制課程の履修者数（公私別推移）

- 通信制課程の履修者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち履修者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和2年5月1日現在では、公立通信制が65.6%、私立通信制が95.3%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	61,022	60.8%	88,550	98.6%	149,572	78.6%
H18	59,334	61.1%	86,662	94.9%	145,996	77.5%
H19	59,412	62.4%	78,673	84.8%	138,085	73.4%
H20	58,542	62.1%	80,529	84.7%	139,071	73.5%
H21	60,401	64.3%	84,618	86.2%	145,019	75.5%
H22	61,850	66.6%	85,573	84.9%	147,423	76.1%
H23	58,229	64.7%	88,788	85.4%	147,017	75.8%
H24	54,853	64.1%	103,072	94.5%	157,925	81.1%
H25	50,639	63.7%	106,069	95.9%	156,708	82.4%
H26	47,121	62.7%	108,222	96.1%	155,343	82.7%
H27	43,165	61.1%	109,584	96.3%	152,749	82.9%
H28	41,189	62.2%	114,106	96.5%	155,295	84.2%
H29	37,992	60.7%	117,854	96.0%	155,846	84.1%
H30	36,750	61.4%	125,455	97.1%	162,205	85.8%
R1	37,702	64.2%	137,926	97.6%	175,628	87.8%
R2	37,978	65.6%	144,450	95.3%	182,428	87.1%



(※1) 履修者数とは、その年度の5月1日時点における、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち、実際に1科目以上履修している生徒の数を示す。科目履修生は除く。

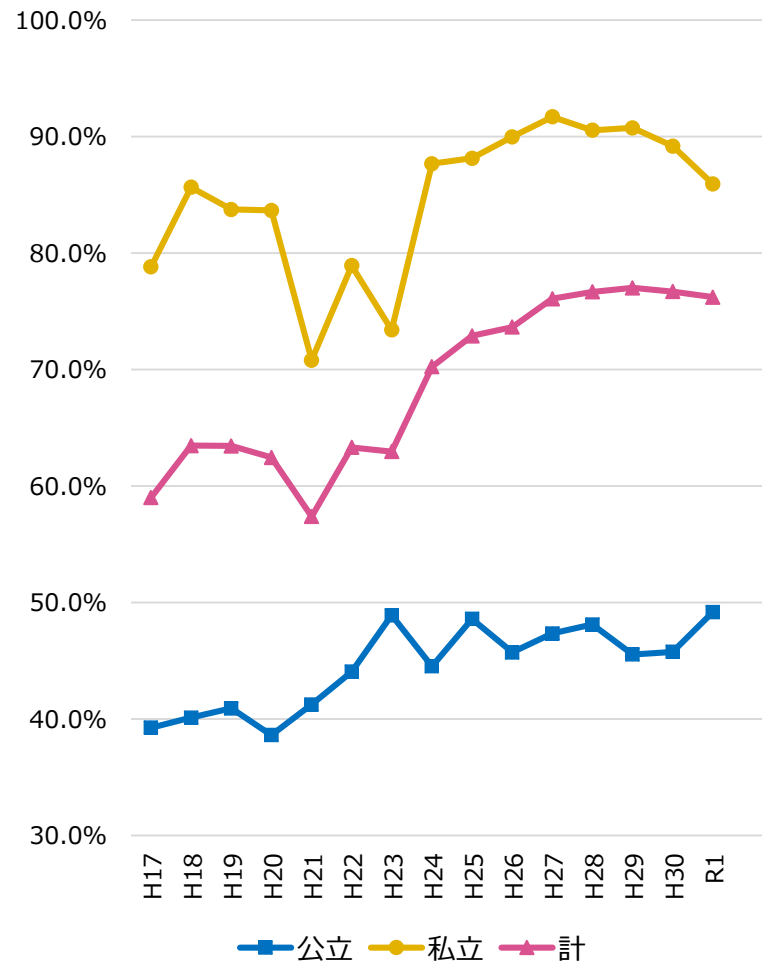
(※2) 表中の「割合」は、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち履修者数が占める割合を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の単位修得者数（公私別推移）

- 通信制課程の単位修得者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち単位修得者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が49.2%、私立通信制が85.9%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	37,709	39.2%	75,467	78.8%	113,176	59.0%
H18	36,818	40.1%	82,737	85.6%	119,555	63.5%
H19	37,128	40.9%	84,301	83.7%	121,429	63.4%
H20	35,232	38.6%	85,844	83.6%	121,076	62.4%
H21	36,605	41.2%	75,656	70.8%	112,261	57.4%
H22	39,305	44.1%	86,868	78.9%	126,173	63.3%
H23	41,579	48.9%	83,977	73.4%	125,556	62.9%
H24	35,724	44.5%	103,743	87.7%	139,467	70.2%
H25	36,466	48.6%	105,436	88.1%	141,902	72.9%
H26	32,481	45.7%	109,321	90.0%	141,802	73.6%
H27	31,820	47.3%	113,384	91.7%	145,204	76.1%
H28	29,960	48.1%	115,960	90.5%	145,920	76.7%
H29	26,929	45.5%	122,849	90.7%	149,778	77.0%
H30	26,271	45.7%	126,958	89.2%	153,229	76.7%
R1	27,384	49.2%	133,267	85.9%	160,651	76.2%



(※ 1) 単位修得者数は、その年度の4月1日から3月31日までに自校の通信教育で1科目以上の単位を修得した者の数を示す。なお、他からの併修者でも単位を修得した者はその数に含む。

(※ 2) 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えて年度間退学者数を減じた数のうち、その年度の単位修得者数が占める割合を示す。



WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。

AL（アドバンス・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンス・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

委託先

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等

箇所数 単価 期間

- カリキュラム開発：18拠点（継続12 + 新規6【拡充】）、900万円程度／拠点・年、原則3年
- 個別最適な学習環境の構築【拡充】：10拠点、660万円程度／拠点・年、原則3年

委託対象経費

- カリキュラム開発に必要な経費（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）
- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

背景・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、**産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新**。
- 更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、DX、IoTの進展の加速度がさらに高まり、こうした**革新の流れは一層急激**に。
- こうした中、地域産業の人材育成の核となる専門高校の社会的要請として、**産業構造・仕事の内容の絶え間ない変化に即応した職業人材育成**が求められる。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 2. 官民挙げたデジタル化の加速

（3）デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策
社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。

第2章 3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り

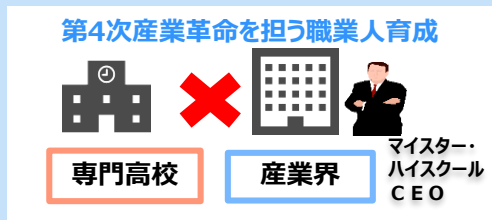
（8）分散型国づくりと個性を活かした地域づくり
（前略）専門高校・専修学校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進する。

● 産業界と一体となった専門高校の職業人材育成の抜本的改革

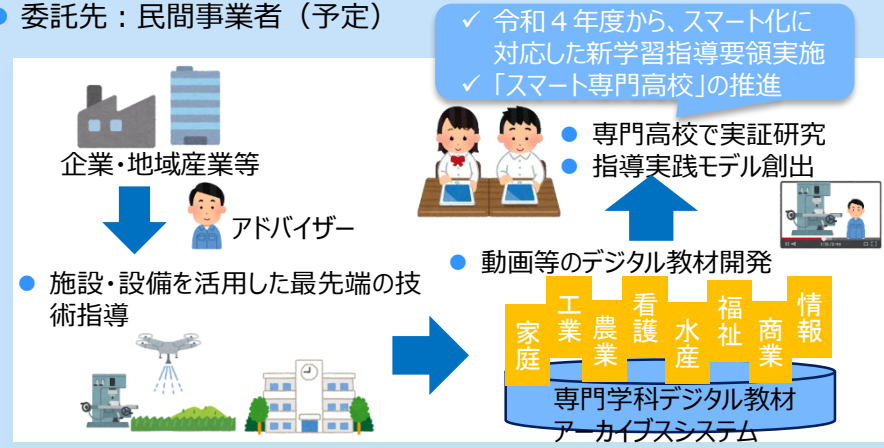
- 「マイスター・ハイスクール」を指定し、産業界他関係者一体となったカリキュラム刷新・実践（コース、学科改編等）
- **マイスター・ハイスクールCEO**を企業等から採用し学校の管理職としてマネジメント
- 企業等の**技術者・研究者等を教員として採用**
- **企業等での授業・実習を多数実施**、企業等の施設・設備の共同利用
- 専攻科設置や高専化、大学連携等の**一貫教育課程導入等の抜本的な改革**等
- 件数・単価：新規15箇所【R4拡充】、継続12箇所
約1,300万円/箇所 3年
- 委託先：学校設置者、地方公共団体、民間事業者等

● 最新の産業教育施設・設備を活用した指導実践モデル創出

- **最新のデジタル化に対応した産業教育施設・設備（「スマート専門高校」等）を活用した最先端の指導実践モデル**を創出
- 指導実践に資する**デジタル教材**や**指導の手引きの開発**を行うとともに、これらを含めた「**専門学科デジタル教材アーカイブシステム**」を構築
- 件数・単価：1箇所×約98百万円（予定）3年 【R4新規】
- 委託先：民間事業者（予定）



- 第三者機関によるPDCAサイクルの構築
- 専門高校の取組の成果等の魅力発信を実施



デジタル人材育成の加速化をはじめとした、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成

最新の産業教育施設・設備をフルに活用した指導実践モデルを創出・普及し、産業構造の変化に即応した実践的な指導力の向上

COREハイスクール・ネットワーク構想

令和4年度概算要求額 0.9億円
 (前年度予算額 2.1億円)



文部科学省

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：**CO**llaborative **RE**gional High-school Network

背景 ・ 課題

- **中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校**においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの**多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要**であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた**多様な科目開設や習熟度別指導が困難**。
 - **複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用**により、中山間地域や離島等の高等学校においても**生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援**を可能とする高等学校教育を実現し、**持続的な地方創生の核としての機能強化**を図る。

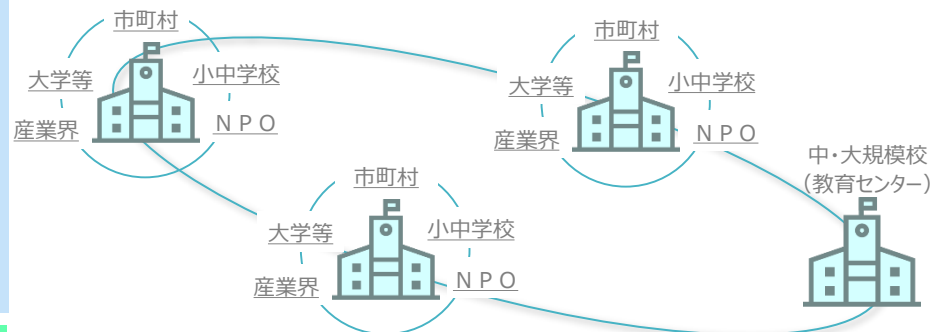
事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

- ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒免許外教科担任制度の利用解消
 - ◆文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校	委託先	学校設置者
箇所数 単価（期間）	13箇所 560万円程度/箇所（原則3年）	委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）

COREハイスクール・ネットワーク構想実施機関一覧（令和3年度指定）



	管理機関	ネットワークを構成する学校
1	北海道教育委員会	有朋高等学校、夕張高等学校、月形高等学校、蘭越高等学校、寿都高等学校、虻田高等学校、厚真高等学校、穂別高等学校、平取高等学校、福島商業高等学校、南茅部高等学校、長万部高等学校、松前高等学校、上ノ国高等学校、下川商業高等学校、美深高等学校、苫前商業高等学校、豊富高等学校、礼文高等学校、利尻高等学校、常呂高等学校、津別高等学校、佐呂間高等学校、清里高等学校、興部高等学校、雄武高等学校、阿寒高等学校、羅臼高等学校
2	岩手県教育委員会	葛巻高等学校、西和賀高等学校、花泉高等学校、山田高等学校、種市高等学校、岩手県立総合教育センター
3	宮城県教育委員会	宮城野高等学校、田尻さくら高等学校、柴田農林高等学校川崎校、岩ヶ崎高等学校、中新田高等学校
4	群馬県教育委員会	長野原高等学校、孺恋高等学校、渋川高等学校、吾妻中央高等学校、尾瀬高等学校
5	新潟県教育委員会	佐渡高等学校、佐渡高等学校相川分校、羽茂高等学校、佐渡総合高等学校、佐渡中等教育学校、阿賀黎明高等学校、新潟翠江高等学校
6	愛知県教育委員会	内海高等学校、加茂丘高等学校、足助高等学校、福江高等学校、新城有教館高等学校作手校舎、田口高等学校、愛知県総合教育センター
7	島根県教育委員会	益田高等学校、江津高等学校、津和野高等学校、吉賀高等学校
8	広島県教育委員会	福山誠之館高等学校、油木高等学校、東城高等学校、日彰館高等学校
9	高知県教育委員会	清水高等学校、宿毛高等学校、宿毛工業高等学校、中村高等学校、中村高等学校西土佐分校、幡多農業高等学校、大方高等学校、窪川高等学校、四万十高等学校、遠隔授業配信センター（高知県教育センター内）
10	長崎県教育委員会	宇久高等学校、壱岐高等学校、奈留高等学校、北松西高等学校
11	熊本県教育委員会	第一高等学校、小国高等学校、牛深高等学校、球磨中央高等学校、熊本県立教育センター
12	大分県教育委員会	中津南高等学校耶馬溪校、久住高原農業高等学校、国東高等学校、佐伯豊南高等学校、中津南高等学校、大分南高等学校、情報科学高等学校
13	宮崎県教育委員会	高千穂高等学校、福島高等学校、延岡高等学校、宮崎南高等学校

高齢者に対するデジタル活用に係る学習機会の提供に係る協力について（依頼）

（令和3年10月20日付 事務連絡）

- **総務省では**令和2年度補正予算において「利用者向けデジタル活用支援員推進事業」を措置し、全国約1,800箇所以上でデジタル活用支援に係る講習会等を実施し、本年度から令和7年度までの5年間で述べ1,000万人の参加を目指し、他府省・地方公共団体・教育機関・NPO法人等と連携し、国民運動として若い世代が高齢者に教えること等の幅広い取組を積極的に促していくとしており、本年6月から、**オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、全国において本格的に実施を行う「講習会」を、全国において本格的に実施しています。**
- さらに本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても、支援の仕組みの充実を図る旨に言及されており、令和4年度概算要求において高齢者等に向けたデジタル活用支援の一層推進を図るため予算計上しています。
- 総務省が同事業の実施団体（以下「事業実施団体」という。）に対して示したガイドラインにおいては、**講習会等の支援員やそのアシスタント等として、携帯電話事業者等に限らず、様々な属性の方に協力を呼びかけることが推奨され、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）や専修学校（以下「高等学校等」という。）の生徒も想定されているところ**であり、生徒にとっても、**学校以外の場において体験的な活動に取り組むことは、自らの在り方生き方を考える契機にもなるもの**です。
- ついては、次頁2点について、御理解、御協力をいただくよう、令和3年10月20日付で、「**高齢者に対するデジタル活用に係る学習機会の提供に係る協力について（依頼）**」の事務連絡（文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付、総合教育政策局生涯学習推進課、総務省情報流通行政局情報流通振興課）を各都道府県教育委員会等に発出したところです。

高齢者に対するデジタル活用に係る学習機会の提供に係る協力について（依頼）

（令和3年10月20日付 事務連絡）

1. 事業実施団体から、各教育委員会等や各高等学校等に対し、講習会等の周知や、支援員やアシスタントへの生徒の採用その他の連携協力の要請があった場合には、デジタル社会実現に向けた意義や教育的効果も踏まえて、連携協力されたいこと。
なお、総務省が事業実施団体に示したガイドランにおいては、受講者や支援員・アシスタントの健康を守るため、事業実施団体において感染症対策を実施することを求めるとともに、支援員やアシスタントの募集に当たっては、応募する方に対して、活動の内容や頻度、報酬の有無等について事前に情報を提供し、特に生徒等に協力を呼び掛ける際には、事業実施団体において、その役割と責任をあらかじめ明確に示すとともに、必要以上に事務的な負担や経済的な負担（交通費や保険料等）がからないことを明にするよう求めているところである。
2. 高等学校等の生徒が、利用者向けデジタル活支援員推進事業における講習会等の支援員やアシスタント等の活動に主体的取り組む場合は、活動計画書やレポートの提出などによる事前・事後の適切な指導・評価の上で、学校教育法施行規則第98条第3号におけるにおける「ボランティア活動等の単位認定」又は専修学校設置基準第11条第1項及び第3項、平成11年10月25日文部省告示第184号における「ボランティア活動等の単位認定」として学校長が単位認定することも可能であること。なお、高等学校における単位認定にあたっては「高等学校等における学校外学修の単位認定について（通知）」（平成29年5月9日29初企第4号）等に記載されている事項に留意の上、適切な運用を図ること。